

委員からお求めがあった資料

目次

介護老人保健施設における在宅復帰に関する

加算の算定割合 ……1、2

「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」結果

介護療養型老人保健施設の施設要件2に関する実態について ……3

介護サービス情報の公表制度における

事業者の負担の軽減等について ……4～6

介護老人保健施設における在宅復帰に関する加算の算定割合

	要件等	日数 (千日)	算定割合 (%)
在宅復帰支援機能加算 (1日10単位)	前6月間において退所した者の総数のうち、在宅において介護を受けることとなった者が5割をこえている介護老人保健施設について、次のいずれにも適合していること イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること ロ 入所者が希望するケアマネ事業者に対し、入所者に係る居宅サービスに必要な情報提供、退所後のサービス利用に係る調整を行っていること。	121.5	5.5(※)
(参考)基本施設サービス費	—	8,809.8	

(出典:介護給付費実態調査H19.5審査分からH20.4審査分の月平均)

* 算定割合は、以下の考え方で算出。

- ① 介護老人保健施設において、家庭へ退所した者の割合が50%以上の施設は約25%である(第59回分科会(11月21日)資料2P5)。
- ② このため、在宅復帰支援機能加算(121.5千日)を基本施設サービス費(8,809.8日)の25%で除した値を算定割合とした。

	要件等	日数 (千日)	算定割合 (%)
試行的退所サービス費 (1日につき800単位)	退所が見込まれる者を居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。	0.04	0.1 (※1)
退所前後訪問指導加算※ (1回460単位)	入所者の退所に先立って入所者が退所後生活する居宅を訪問し、入所者及びその家族等に対し退所後の療養上の指導を行った場合 ※他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可	1.0	13.9 (※2)
退所時指導加算※ (1回400単位)	入所者が退所し、居宅で療養を継続する場合、当該入所者が退所時に、入所者及びその家等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合	4.1	77.7 (※3)
退所時情報提供加算※ (1回500単位)	入所者が退所し、居宅で療養を継続する場合、当該入所者の退所後の主治医に対して、入所者の同意を得て当該入所者の診療状況を示す文書をそえて当該入所者の紹介を行った場合 ※他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可	4.2	58.4 (※2)
退所前連携加算※ (1回400単位)	入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	3.5	66.4 (※3)

(出典:介護給付費実態調査H19.5審査分からH20.4審査分の月平均)

*算定割合は、以下の考え方で算出。

- ① 介護老人保健施設における退所者の状況は、第59回分科会(11月21日)資料2P7より、家庭への退所者は5,274人、介護老人福祉施設は1,534人、その他の社会福祉施設は384人。
- ② ※1については、家庭への退所者(5,274人)が月6回利用した場合の日数に占める割合を算出。
- ③ 他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定可である※2については、家庭への退所者及びその他の社会福祉施設への退所者の合計(5,658人)に占める割合を算出。
- ④ ③以外の※3については、家庭への退所者(5,274人)に占める割合を算出。

**「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」結果
介護療養型老人保健施設の施設要件2に関する実態について**

要件	平均※1
全入所者のうち「経管栄養」又は「喀痰吸引」を実施している者の割合※2	32.3%
全入所者のうち「経管栄養」を実施している者の割合※2	20.6%
全入所者のうち「喀痰吸引」を実施している者の割合※2	17.4%
全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合	5.9%

※1 「療養病床から転換した介護老人保健施設等の実態調査」では、調査対象となった介護療養型老人保健施設の転換日がそれぞれ異なるため、平成20年7月31日現在の在在所者について集計した結果であり、「算定日が属する月の前3月間の入所者の状態」を表すものではない。

※2 「経管栄養」及び「喀痰吸引」については、介護療養型老人保健施設8施設中、「経管栄養」を実施している在在所者数について記載漏れがあった1施設を除いて集計。

(参考)介護療養型老人保健施設の施設要件

要件1) (省略)

要件2) 入所者について、

- ・ 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「経管栄養」又は「喀痰吸引」を実施している者の割合が15%以上
 - ・ 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が 20%以上
- のいずれかの要件を満たすこと